

山梨県公報

第五百六十号

令和七年

五月八日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………二二七
○道路の供用開始……………二二七
○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(二件)……………二二七
公 告
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二二八
○公共測量の実施(二件)……………二二八
○基本測量の終了(二件)……………二二九

告示

山梨県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 甲府山梨線
三 道路の区域

区間	旧新 の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市上積翠寺町字大日影一五三二番一地从先から	旧 三・〇 六・二	一 一四一・四	

甲府市上積翠寺町字大日影一五五八番一七地先から

新

三・〇
一〇・四

一一四一・四

山梨県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和七年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字小俣川五一番二地先から 大月市七保町瀬戸字下瀬戸一二三番一地先まで	一六六・八	令和七年五月八日

山梨県告示第百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 山梨県住宅供給公社 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金(山梨県県営住宅設置及び管理条例施行規則第二十三条の二に規定する団地を除く団地に係るものに限る。)
三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和十一年三月

三十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金又は口座振込

山梨県告示第百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 芙蓉建設株式会社 山梨県富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金（山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第二十三条の二に規定する団地に係るものに限る。）

三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日

四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金又は口座振込

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン大月店 山梨県大月市御太刀一丁目九百七十八番地一 外
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

イオンリテールストア株式会社 代表取締役 井出武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外一者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外一者
---	--

3 変更の年月日 令和七年三月一日

三 届出年月日 令和七年四月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所峡北支所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測深による数値地形図データファイル）

二 測量の地域 富士川水系須玉川

三 測量の期間 令和七年四月二十一日から令和七年十二月二十四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所峡北支所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年五月八日

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測深による数値地形図データファイル）
二 測量の地域 富士川水系塩川
三 測量の期間 令和七年四月二十一日から令和七年九月三十日まで

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市並びに南巨摩郡身延町、南部町並びに南都留郡道志村、富士河口湖町並びに北都留郡小菅村（電子基準点測量）並びに富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（機動観測）
- 三 測量の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（重力測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市
- 三 測量の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番